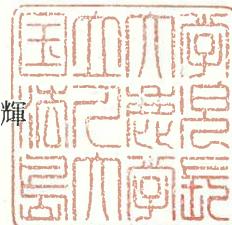


令和6年5月17日

鹿児島大学教職員組合中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長

佐野 輝



2024年2月21日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

I. 団体交渉の位置づけについて

学長の出席を最優先とすると日程調整が困難であるため、担当理事及び人事部門の関係者の出席を優先して日程調整させていただいておりますが、可能な限り学長が出席できる日程を設定しており、ここ2年は出席している状況です。調整の結果、やむを得ず欠席する場合もございますのでその際はご了承ください。

なお、ご参考までに過去5年間の学長の出席等状況は以下のとおりです。

・2019年度

学長顔合わせ及び第1回（2019.7.30）顔合わせ後、退席
第2回（2020.3.4）欠席

・2020年度

学長顔合わせ及び第1回（2020.9.1）顔合わせ後、退席
第2回（2021.3.10）出席

・2021年度

学長顔合わせ及び第1回（2021.10.7）顔合わせ後、退席
第2回（2022.3.23）欠席

・2022年度

学長顔合わせ及び第1回（2023.1.23）出席

・2023年度

学長顔合わせ及び第1回（2023.7.26）出席

II. 要求事項

1. 事務手続きの簡略化・合理化

A) 提出書類等の大幅な簡素化と合理化

本要求項目については、令和5年6月開催の事務協議会で、総務担当理事から事務手続

きの簡素化等について依頼を行い、業務効率化等検討サブWGにおいて総務系、財務系、学生系のチーム毎に様々な業務効率化の検討を行い、可能なものから順次対応を行っています。

例えば、令和6年4月1日から、教員発注において、10万円以上50万円未満の備品も発注可能として定価証明書やカタログ等の微取を省略することが可能となりました。また、立替払いについても、事前に出納命令役及び契約責任者の承認が必要となる金額を10万円未満から50万円未満へ引き上げるとともに、今まで「物品購入」に限定して事前手続きの省略を可能としていたものを物品購入以外も対象としました。さらに、令和6年度には電子決裁システムを導入することが決定しております。その他、紙での申請を電子申請とする、既存データの共有・再利用等により学外からの各種調査等に対する新たなデータ提供依頼を削減するなどの案がWGにおいて提案されており、今後、これらの案の対応策について検討・具体化していく予定です。

B) 出張手続きの大幅な簡素化と合理化

「出張手続マニュアル」及び「旅行命令手続マニュアル」（以下、マニュアルという。別添1）では、出張報告の際の事実確認のための資料として、すべてにおいて写真の提出を求めているわけではなく、フィールドワーク等の現地調査で事実確認のための資料がない場合に、写真を資料の具体例として挙げています。

なお、令和3年10月事務協議会 報告事項4 旅行命令書に関する質問等について（別添2）の中で、事実確認書類がない場合に、出張用務先の近隣にスーパーやコンビニがあれば、そこでなにか購入した際のレシート等も旅行命令通りに旅行へ行ったことを証明する書類になりえることを情報共有しています。今後、マニュアルにもその旨を記載いたします。

C) 提出書類の活用法と効果の開示

○科研費原則応募方針の必要性等

文部科学省が実施する「成果を中心とする実績状況に基づく配分」は、国立大学法人におけるマネジメント改革の推進や教育・研究の更なる質の向上を図るために令和元年度から導入されており、当該仕組みに基づき、本学の令和6年度運営費交付金は総額約9,200万円が減額査定されましたが、このうち科研費獲得件数及び獲得額等による減額分は約1,000万円でした。この運営費交付金の減額を解消するためには、新規科研費の採択と獲得研究費の増加が必要となること、さらには科研費に伴う間接経費は本学の研究環境の維持および整備に必須のものです。

以上のことから、原則、全教員の科研費申請をお願いしているところであります。この科研費原則応募方針に関し、科研費非応募者等の人数による令和6年度予算における部局予算からの控除金額の合計は725万円にとどまり、科研費獲得等を事由とする運営費交付金の減額分を満たすものではありません。

○部局予算

「本来その研究者に充てられるはずの研究費」とありますが、部局予算は各部局の教員数等に基づき積算後、各種調整の上、部局に対し配分されるものであり、教員個人に対し一定額の研究費を配賦することを前提としたものではありません。

○科研費非応募による理由書の予算控除対象の決定

科研費非応募による理由書における予算控除対象の判断については、研究推進室会議において理由の詳細（※）を個別に確認し判断した上で、部局長懇談会において意見を聴取し、大学運営会議及び教育研究評議会において審議の上、予算控除対象を決定しています。

※理由入力フォームにおいて、詳細に理由を入力する自由記述式の項目を設け、説明として「ご入力いただいた内容を個別に確認し、予算控除対象となるかを判断します」と明記しております。

○令和5年度予算控除額分の活用

外部資金により雇用される者の労働保険料事業主負担分及び研究倫理教育 e ラーニングコンテンツ eAPRIN の会員費といった、研究者の負担減及び研究環境の向上のために使用しています。

○その他

理由書は従前、Word ファイルにて作成いただいておりましたが、Microsoft Forms に変更し入力項目を省略する等、研究者の入力負担を極力減らすよう見直しを行っています。

2. 給与の適切な支給

A) 特殊勤務手当等の増定と業務の見直し

オンコールのような緊急時の呼び出しに係る待機については、以前から回答しているとおり、その労働者の勤務状況が客観的に使用者の指揮命令下に置かれたものとの評価の可否によって、判断されるものと解しています。本学の以下の状況から労働時間には該当しないものと整理し、手当の支給義務は無いと判断しています。

1. 緊急時の呼び出しは、予定の職員が対応できない場合に次の担当へ連絡するなどの輪番制を採用しており、待機場所の指定及び輪番制の日の拘束は無く、実際に労働者は過ごし方を自由に決めることができるため、労働から離れることが保証されていること。

2. 通勤に要する時間の給与についても、呼び出しを受けてから何分以内に職場に到着しなければならないなどの指定はされておらず、併せて、緊急呼び出し時の私的用務（通勤途上の私的な立ち寄り等）は制限していないこと。
3. 緊急時の呼び出しに応じた際は、労働基準法上の所定の割増賃金を支給していること。併せて、当該者がタクシーで職場に向かう際並びに帰宅する際は、本院の実費負担にて移動を行っていること。

ご意見の業務の要否については、関係者の意見を聴取しながら、院内に設置された労働環境改善委員会等で検討を行って参ります。また、想定される諸手当の支給については、他大学の支給要件等を確認し、関連する法に照らし合わせ、必要性の検討を行って参ります。

B) 本学の年俸制に関する合理性のエビデンス

新年俸制を導入してから5年を経過しておらず、昇給に係る5年間の業績評価が行われていないため、全体としての検証にはまだ至っていないところです。

新年俸制適用教員の人数は、令和2年度末には56人であったのが、令和5年度末には283人と増えています。一般会計分の教員人件費は、新年俸制導入の直前である令和元年度では9,163百万円であったのに対し、令和4年度分は8,514百万円となっています。これは第三期中の人件費ポイントの削減や後任補充を下位の職階で行うなどの若手教員の採用が主な要因ですが、新年俸制を導入したことでも要因の一つに挙げられると考えられます。

なお、新年俸制適用教員に支給される業績給Ⅱの令和5年度における支給状況は、外部資金獲得によるものは82人に対して合計約840万円、トップ10論文の評価によるものは11人に対して合計約22万円となっています。今後も、研究力向上支援、競争的資金の獲得に対する支援を行っていきます。

C) 大学院手当（本給の調整数）の改善

大学院担当によるものも含めて、本給の調整額はあくまで「本給」として支給するもので、期末手当・勤勉手当などの本給を基礎とする各種手当や退職手当の算定の基礎に含まれるものですので、その支給基準は法人化前の通達に則り取り扱っています。

また、複数人で担当するいわゆるオムニバス形式の授業については、原則として担当コマ数に応じて担当単位数を算出するようにしています。

なお、上記のとおり本給の調整額はあくまで「本給」として支給するもので、月途中の異動により日割りで支給する場合や、休職時に支給する場合などは本給表・級・号給に応じた給与と合算して端数処理されますので、「本給表・級・号給に応じた給与」と「本給の調整額」を合算して日割計算や端数処理を行った上で「本給支給額」として支給し、給

と明細にもその旨を表示しています。

なお、本給の調整額の調整数に異動があった場合は、当該異動があった者に対して人事異動通知書により通知しており、金額は以下のとおり本学職員給与規則に規定されています。

<参考>

◆国立大学法人鹿児島大学職員給与規則（抜粋）

(本給の調整額)

第21条 同じ職務の級に属する他の職員に比べ職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤労環境等その他の勤労条件において特殊性があり、本給月額が適当でないと認められる職務を担当する職員に対し、その特殊性に基づき、本給の調整額を支給する。

2 本給の調整額は、別表第5に掲げる職員に支給し、支給額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

3 (略)

別表第6 調整基本額表(第21条関係)

一般職本給表(一)～海事職本給表(二) (略)

教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

教育職本給表(二)～医療職本給表(二) (略)

D) 本学で旅費支給額の増額を可能とする仕組みをつくること

旅費の増額支給については、国立大学法人鹿児島大学旅費支給規則（平成16年4月1日規則第80号。以下「旅費支給規則」という。）等において、一定の条件に該当する場合に限り、宿泊料の増額支給を認めているところです。しかしながら、一定の条件に該当

しない場合については、近年のインバウンド需要の高まりや急激な為替・物価の変動の影響により、旅費支給規則に規定する宿泊料では賄いきれず、旅行（出張）者の自己負担が発生していることは認識しているため、実勢との乖離を解消すべく、現在、財務部において旅費支給規則等改正の検討を行っているところです。

旅費支給規則に規定している宿泊料については、宿泊する地域によって宿泊料の平均価格が異なり、各宿泊施設においても料金設定に開きがあることから宿泊料の妥当性の証明及びその金額の積算が非常に難しく、旅費の適正な支出を図る観点から、他の国立大学法人と比較して本学だけが突出した宿泊料単価を設定することは困難です。このため、本学においては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号以下「旅費法」という。）別表第一に規定された宿泊料を参考に旅費を算定し、旅行者に支給しています。

しかし、国においても令和4年度より旅費制度の見直しを行っており、令和6年4月26日の参議院本会議で旅費法改正法が可決・成立しましたが、現時点では宿泊料の定額額や宿泊料の上限設定額などが示されていない状況です。

さらに、今回の旅費法改正法案では旅費計算の方法を実費精算方式に変更することが盛り込まれているなど、旅費支給のあり方自体が大きく変わることもあり、本学としてもその動向を注視しているため、現時点では旅費支給規則等の改正に至っていません。

なお、旅費は、大学として旅費支給規則を定め、一定のルールの下、支給を行うものであり、今回の申し入れにて言及のあった委任経理金・科研費等の特定の財源から支給する旅費のみ上限や計算方法の変更を可能とする特例を認めることは、会計処理上の観点等から適切ではないと考えています。

よって、本学としては、現状を是正するため、旅費法の改正や他の国立大学法人の動向を注視しながら、旅行者の自己負担を減らすための仕組みを構築することを、引き続き検討します。

3. 有期雇用職員の雇用対応について

無期転換については、以前から回答している次のとおりと考えています。

「無期転換を行う場合、退職するまでの雇用経費の確保や当該業務の継続性等を考慮しなければならなりません。特に退職までの雇用経費の確保について、将来、仮に部局予算が不足するような場合、解雇はできませんので研究費や物件費等を減らして雇用経費を優先しなければならなくなりますので慎重に判断する必要があると考えます。」

また、無期転換制度については、あらためて全学的な周知をするとともに、各部局内でも周知を行う旨の通知を行いたいと思います。

なお、令和6年4月1日時点で無期転換ルールの規程等が定められている部局は、下記のとおりです。

- ・事務局
- ・医学部

- ・農学部
- ・共同獣医学部
- ・医歯学総合研究科
- ・鹿児島大学病院
- ・総合研究博物館
- ・先端科学研究推進センター
- ・埋蔵文化財調査センター

4. 学内での教材作成に関する著作権及び労働量に係る改善

本学の教職員もしくは教職員が所属するワーキンググループ等が作成した授業用教材等の著作物について、その取扱い全般を網羅する規則等については、ご指摘のとおり現時点において定められていないところです。

つきましては、学生部、社会連携課及び知的財産・リスクマネジメントユニットを中心に、まずは著作権法の確認等、現状把握を行った上で、今後の対応についての検討を進めて参ります。

5. 子連れ出張に対する支援体制について

子の出張帶同経費については、本学においても、子の帶同出張を認めている外部資金等を獲得している研究者からの要望を考慮し、今後検討することといたします。

6. 九州大学出版会への加盟復帰について

九州大学出版会については、2009年度から加盟大学は年会費を支払うこととなり、その際に役員等会議（現在の大学運営会議）で加盟について審議した結果、退会することが了承された経緯がございます。

加盟復帰した場合、入会金30万円及び年会費30万円を支払う必要がありますが、財源の問題があること、また、提出のありました資料では本学にとってどの程度メリットがあるのが不明瞭であり費用対効果について確認できませんので、現時点では加盟復帰は考えておりません。